令和元年あきる野市農業委員会9月総会議事録

令和元年9月25日(水)午後1時30分、令和元年あきる野市農業委員会9月総会は、 あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中正治・兵頭勲・小川金二・堀江建夫 田中克博・宮崎恒雄・平野久雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎・坂本博・橋本喜久司・栗原晋二

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡邉一彦 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 金子公晃、宮崎亮佑

議事日程

第1号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達について

第4号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明につ

いて

開会 午後1時31分

- (事務局長) 皆さま、こんにちは。それではお時間少し過ぎましたので、ただ今から、令和元年あきる野市農業委員会9月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。
- (会長) 皆さま、こんにちは。このような良い天気の中、畑日和のところ、お忙しい中お集まりい ただきましてありがとうございます。8月下旬にはもう涼しくなるかな、なんていう天気だっ たのですが、台風が来たせいか、また暑い天候がぶり返しまして、いろいろな計算が狂ってい る方もいらっしゃるんじゃないかと思います。私も8月下旬に、涼しくなっては困ると思って、 ノラボウを植えましたら、9月上旬にすごい日射を浴びまして、3分の1ぐらい、1500株 ぐらい植えたのですが、500株ぐらい姿を消してしまいまして、黒いマルチを敷いたせいか なとも思うのですが、普通は皆さんマルチを敷かないでやるのですが、うちは草退治が大変な ので、マルチを敷いたせいで、溶けてなくなってしまって、また改めて苗を植え直したり、種 を蒔き直したりしているところです。また、『西の大地』の編集委員の方は、素晴らしい『西 の大地』を出していただきまして、いろいろご苦労したと思いますけれども、ありがとうござ いました。読ませていただきまして、非常に感心することがございまして、特定生産緑地のこ とは農家は特になんですけれども、こういう制度が始まって、10年延長となるこの制度に乗 らなければ、期限を過ぎての生産緑地への再指定の際には、期間が30年となってしまいます ので、できるだけ周知徹底を図っていただきまして、農家に限らず、もし畑を持っている方に 聞かれましたら、ぜひ、この制度の説明会もありますので、自分の畑がどうなるのかというこ とを確認していただきたいと思います。今日は案件がそんなにはないと思いますが、皆様のご 協力をいただきまして、スムーズに進行していただけますようお願いしまして、挨拶とさせて いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
- (事務局長) ありがとうございました。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。
- (会長)はい。それでは諸報告を行います。9月6日(金)に『農業委員会だより』を発行し、関係各所へ郵送、配布をいたしました。委員の皆様につきましては、お手元に配付させていただきましたので、ご一読いただきたいと思います。諸報告は以上となります。それでは、本日の署名委員は唐澤委員と橋本和夫委員になりますので、よろしくお願いします。
- (事務局長) ありがとうございました。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。
- (議長)はい。本日の出席委員は、農業委員13名、推進委員4名の合計17名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。ご本人をお呼びしている案件となりますので、後で皆さま、ご質問等をお願いいたします。第1号議案、番号1について、事務局、説明願います。
- (事務局次長)はい。まず始めに、こちらの案件、差し替えがございまして、皆さまのお手元に書類をお配りしてございます。簡単に説明させていただきますと、先日、堀江委員と現地調査を

した結果、こちらの生産緑地内に資材置場と一部砂利になった駐車場スペースがあるということで、その後ご本人様と相談したところ、青梅税務署の方の確認もありますし、なかなか厳しいということで、はじめからその部分は除いた形で申請したいということでしたので、今回約● m²を除いた● ● . ● ● m²で適格者証明を出すということになりましたので、よろしくお願いいたします。それでは読み上げます。第1号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。次のとおり被相続人及び農地等の相続人は租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。令和元年9月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

- (議長)はい。それでは番号1につきまして、担当の堀江委員、説明願います。
- (堀江委員) はい。先日の20日に事務局の橋爪さんと2人で現地確認に行ってまいりました。 場所は地図の5ページです。

(現地案内図 説明)

現地は●●●㎡ほどのほぼ四角い畑になっております。そこで故人の○○さんが農業を営んでいたのですが、ここで●●歳で●月に亡くなりまして、相続人の○△さんは●●の方にお住まいなのですが、こちらに帰って来る時に手伝ったりとか、弟の○□さんという方がすぐ近所に住んでいまして、年間通して結構お手伝いをしていたようです。現地に行ったところ、きれいに耕耘されて、何も作ってはなかったのですが、畑だったという形は留めておりました。それで、さきほど青木さんが言われたように、端っこに物置と言うか駐車場と言うか、駐車スペースが●メートルほど、砂利が敷いてあったりしたので、多分その部分を引いてこの数字になったと思われるのですが、他の部分の現状は十分畑として使える状況にはなっていました。以上です。よろしくお願いします。

- (議長)はい。ただいま、事務局と堀江委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・この現地の地図は1筆全部に印がありますが、除く部分というのはどの位置ですか?
- (事務局) はい。この畑の下に△△△番の建物がありますが、ここに面している角の部分です。 除外する部分は●. ●メートル×●. ●メートル幅で、比較的正方形に近い形になっています。 (議長) では、ご本人をお呼びしていますので、何か質問がありましたら、ぜひお願いしたいのですが・・・。

(嶋崎委員)あの、○△さんが相続人で、この方はサラリーマンですか?

(事務局) 今、サラリーマンです。

(嶋崎委員)と言うことは・・・それで●●の方に住んでいる?

(事務局) はい。

(嶋崎委員)では、こっちへ通って畑を管理するということになる?

(事務局) そうですね。あと、先ほど堀江委員からもお話ありましたが、弟さんがすぐ近くに住んでいまして、弟さんと協力してやっていくということで、主は○△さんがやられるという形で、

考えております。

(田中正治委員)では、名義と言うか、弟さんの方は一切絡んでないのですか? 2分の1ずつとかではなくて?

(事務局) こちらは全部、○△さんが相続されています。

(嶋崎委員) その場合は家族内労働と言うことで、特別問題はないのですか?

(事務局) 世帯内であれば特段問題はございません。

(嶋崎委員) 例えば、○△さんがほとんどやらないとしても、弟さんがちゃんとやっていれば?

(事務局長) ○△さんが主体でやってもらわないと、困りますね。

(嶋崎委員) ですよね。

(事務局長) 手伝ってもらうことはいいのですが。

(事務局) 一応、今までもやってはいらっしゃったということも含めて、今後は積極的にやるとい うことで、あとはご本人に確認をいただければと思います。

(嶋崎委員) 分かりました。

(議長)他にご質問はございますか?・・・ではご本人をお呼びしますので、よろしくお願いいたします。

(○△氏入室)

- (議長) ○△さん、本日はお忙しい中、本当にありがとうございます。
- (○△氏) すみません。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
- (議長) それではまず、自己紹介を含めて何かお話いただければと思うのですが、よろしくお願い いたします。
- (○△氏) はい。○△と申します。生まれ昭和●年●月●日、本年●意になります。現在
 - ●●●●●●の方に勤めておりまして、生まれがあきる野市○○●●●番地で、現在は●●市の方に、●町という所に住んでおります。このたび、父の方から農地を、長男でございますので相続させてもらいまして、父の思いもありますので、今後も畑としてやっていきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- (議長) ありがとうございました。それでは委員の質問に入りたいと思いますが、何かご質問のある方は?
- (谷澤職務代理)では、いいですか?あの、今まで、相続開始前において農耕に従事した実績が有り、ということなのですが、●●から実家の方に戻られた時にやるような形だと思うのですが、 頻度というか、どれぐらい、月間だと・・・?
- (○△氏) 1週間に1回は・・・週休2日制ですので、1週間に1回は来れると思っています。
- (谷澤職務代理) 今後もそういう形でやっていく、ということになるのでしょうか?
- (○△氏) はい。
- (嶋崎委員) いいですか?嶋崎と申しますが、今回猶予をかける畑はこの1筆ですが、他に農地はかなりお持ちなのですか?
- (○△氏) 持っていません。
- (嶋崎委員) あ、ここだけなのですね。では、管理的にはかなり手が届く範囲ですよね。

- (○△氏) はい。
- (嶋崎委員) ありがとうございました。
- (議長)他にご質問は?
- (橋本和夫委員) どうもご苦労様です。ちょっとお伺いします。今までお父さんと弟さんとやって きたということなのですが、どのような作物を作ったのか、また、これからどのようにやって いきたいのか、お聞かせください。
- (○△氏) 夏はトウモロコシ、ここで全部取ってしまいましたが、あと、ジャガイモ、ダイコン、 エダマメ、ナス、キュウリ、カボチャ、そんな感じです。
- (橋本和夫委員) ありがとうございました。結構多いですね。
- (議長)他にご質問はございますか?・・・よろしいですか?それでは、これは納税猶予という制度でして、農地を農地として適正に管理していただくというのが大前提ですので、それについての意気込みと言いますか、これからの方針をお話いただければと。
- (○△氏) はい。農業に関してはまだまだ分からないことだらけですが、今後につきましては、いるいろな方のご指導をいただきながら、十分に農地として見栄えのあるような形でやっていきたいなと思っております。また、今住んでいる●●の方でも周りにかなり広い畑等もございますので、その辺の所の方達にもお聞きすることも可能ですし、元々生まれがあきる野でございますので、今現在農業に従事されている同級生もかなりおりますので、そちらの方のご指導もいただきながら、農地としてやっていきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。
- (議長)他にご質問はございませんね?・・・それでは○△さん、どうもありがとうございました。 ご退室いただいて結構です。
- $(\bigcirc \triangle$ 氏) ありがとうございました。よろしくお願いいたします。
 - (○△氏退室)
- (議長) それではご本人が退室されましたけど、何かご質問、ご意見はありますでしょうか? それでは、ないようですので、○△さんは相続税の納税猶予に関する適格者であることに、ご 異議ございませんか?
- (全委員) 異議なし。
- (議長)では、異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして第2号議案、 収受60について、事務局、説明願います。
- (事務局次長)はい。そうしましたら、お手元の資料の2ページをご覧いただければと思います。 第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による 次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和元年9月25日提 出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・収受60 朗読)

以上でございます。

- (議長)はい。それでは収受60について、担当の堀江委員、説明願います。
- (堀江委員)はい。同じく9月20日に事務局の橋爪さんと一緒に現地確認に行ってまいりました。 場所は6ページの地図をご覧ください。

(現地案内図 説明)

- ●●㎡ですが、そこは今回除外してあるということです。それともう1筆の△△△-△ですが、これは現状でまだ半分以上キャベツ、ブロッコリー、サトイモやサツマイモ等が作付けされておりまして、ここは以前□□□□さんという方が使っていたのですが、その後うちの近所の▲▲▲▲ さんという方が、同級生ということことでまた借りた、という経緯があるそうで、それについて借り手の○○さんから私が聞いたところ、自分も高齢で、畑にも自転車で行っているそうなのですが、ここでもうおしまいにするとのことで、一応収穫次第返していくという形になっているとのことで、確認はしてきました。○○さんの方は息子さんも手伝って、ニンニク等の作付けを一生懸命やりたいとおっしゃっていました。是非よろしくお願いしますとのことですので、よろしくご審議願います。
- (議長) はい。ただいま、事務局と堀江委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、質問がないようですので、収受60について、農地法第3条の規定による許可申請 の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして収受 6 1 について、 事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第2号議案・収受61 朗読)

以上でございます。

- (議長)はい。それでは収受61について、担当の松村委員、説明願います。
- (松村委員)はい。去る9月20日、事務局の橋爪さんと現地を見てまいりました。案内図は7ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

きれいに耕耘はされて、いつでも使えるような状態になっておりました。以上です。

(議長)はい。ただいま、事務局と松村委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、質問がないようですので、収受 6 1 について、農地法第 3 条の規定による許可申請 の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして第3号議案、経由2

について、事務局、説明願います。

(事務局次長)はい。そうしましたら、3ページをご覧いただければと思います。第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の進達について。農地法第4条第1項の規定による次の許可申請については意見を付して同法施行令第7条の1の規定により東京都知事に進達するものとする。令和元年9月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・経由2 朗読)

以上でございます。

- (議長) はい。続きまして経由2について、担当の宮崎委員、説明願います。
- (宮﨑委員)はい。20日に事務局の方と現地を見に行ってまいりました。地図は8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

この畑の奥にある□□□番の家が○○○○さんのご自宅で、道路から自宅へ入る通路で、昨日今日舗装された訳ではない、舗装された道ができていまして、ここが畑だったということで今回の申請になったと、事務局からいきさつは聞きました。細かいところは事務局よりお願いします。

(事務局) はい。説明をさせていただきます。今、宮崎委員からお話があったのですが、この畑の裏の□□□番の所は地目が宅地になっておりまして、今回ここを建て替えるということになりまして、いろいろ建築許可等々の確認を取っていたところ、目の前の部分をずっと接道としてコンクリートをもう打ってしまって、昭和●●年代からずっと使っていた状況がございました。始め、そのまま届を出したところ、畑の状態で接道がない場合はダメですよ、というお話がありまして、ではここをちゃんと転用して、雑種地または宅地の一部という形で、接道の要件を満たした形で分筆をして、接道としてちゃんと作るために地目の変更をしなければいけないということで、4条の申請、自分で転用して雑種地等々に地目を変えるということで申請がありました。では、転用理由書を読ませていただきます。

(転用理由書 朗読)

このような理由書をいただいております。説明としては以上でございます。

- (議長)はい。ただいま、事務局と宮﨑委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?
- (谷澤職務代理) それは農地を道路として使って転用ということで、その、税金は遡って払ったり? (事務局) 課税は当時からもう雑種地課税になっています。畑課税にはなっていなくて、畑のうちの一部ということで案分をかけて、雑種地課税にずっとなっていました。課税はあくまで現況での課税になりますので、見たところ畑になってない部分は全部雑種地課税という形で、税金の方は課税をされていた形になります。
- (議長)他にご質問ございませんか?・・・今、その、課税課は現況で課税するということで、畑 なのにここはその他の用途で使ってますよという情報は、農林課にはくるのですか?
- (事務局) あの、新しく見つかった所などは情報がくるケースがあるのですが、今回の場所はもうかなり、昭和●●年代からずっとこうなっていたということで、そういった情報は特段上がっ

てきてはいないです。

- (議長)では、農業委員会として、隠れ雑種地みたいなのが、まだ点在する可能性は十分にある? (事務局) そうですね。登記簿上畑だけど雑種地課税になっている場所というのは、比較的あるのかなと・・・
- (議長) 現状を追認するような形なのですが、まあ、●●年頃から●●年ぐらいに渡って使ってきたということで・・・なかなか難しい。これは地図で見ますと細いので、道路として使ったら、とても畑にして使うような場所は残らないということですよね?
- (事務局) こちらは分筆をしてありますので、この西側の部分が○○○一○ということで●●●㎡ ほど畑としては残っています。さらにその西側もご自身の畑として持っていますので。
- (議長) 今回分筆をして分けたのですか?もうとっくに?
- (事務局) このために分筆をかけて・・・
- (議長) ああ、そうですか?
- (谷澤職務代理) この方は隣にある不動産屋さんの方ですか?
- (事務局) 全く別です。
- (議長)・・・という現状の報告ですが、何かご質問ないでしょうか? それでは、ないようですので、経由2について、農地法第4条の規定による許可申請について はこれを相当と認め、進達する事にご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

- (議長) 異議がないようですので、進達することに決定いたします。続きまして第4号議案、番号1 について、事務局、説明願います。
- (事務局次長)はい。そうしましたら、4ページをご覧いただければと思います。第4号議案、相 続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出 について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。 令和元年9月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

- (議長) はい。続きまして番号1について、担当の坂本委員、説明願います。
- (坂本委員)はい。同じく20日に事務局と現地を確認してまいりました。地図は9ページになります。

(現地案内図 説明)

こちらの畑に入るには北側にある●●●●の南側に細い路地がありまして、そちら側からでないと入れない場所で、周りは全部住宅で、宅地造成して車の折り返しのような形で分譲されているようですけれども、現地は栗の木が大きいのが5本ぐらい植わってまして、栗の木の下は夏野菜とかきれいに耕作されておりまして、きれいに管理はされておりました。以上です。

- (議長) はい。ただいま、事務局と坂本委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?
- (田中正治委員) ○○○○さんは●●歳ですが、管理はどのようにされているのでしょうか?

- (坂本委員) 息子さんが、この地図の○○○○番、□□と書いてある家がありますが、ここに次男の方が住んでおりまして、その方がここは管理しているようです。
- (谷澤職務代理) 世帯でやっている、ということですよね?
- (事務局) そうですね。相続人は○○○○さんですが、世帯で維持管理しているということで、これまでの3年間はどうだったのかという証明になりますので、この3年間は次男さんも含め管理してきました、という証明になります。
- (事務局次長) おそらく平成●●年相続なので、その当時はまだ○○○○さんができるだろうとい うことで判断したんだと思います。
- (田中正治委員)分かりました。
- (議長) 他にご質問は?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明する ことにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第4号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

- (議長)はい。続きまして番号2について、担当の小田川委員、説明願います。
- (小田川委員) はい。地図は10ページをご覧ください。9月20日に事務局と現地を見てまいりました。

(現地案内図 説明)

この○○○○一○は○○さんのご自宅の地続きの畑になっております。現地はニラ、トマト、イモ、ナス、ピーマン等が植えられておりまして、小さなハウスがありまして、そこにはシイタケの栽培もされておりました。○○さんはファーマーズの会員で、現在も出荷しておりますので、特に問題はないかなと思います。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と小田川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明する ことにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第4号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして番号3について、担当の宮﨑委員、説明願います。

(宮崎委員) はい。説明いたします。現地へは20日に事務局の方と一緒に行ってまいりました。 地図は11ページになります。

(現地案内図 説明)

見に行った時は両方とも全面的にトラクターがかけられた直後になってまして、いわゆる畦の部分についても草刈り機がかけられておりまして、本当に草1つない状況になっておりました。普段からここは何を作っていたのかということは、ちょっと私は把握できていませんけれども、現状としてはきれいな状態になっています。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と宮崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、○○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

- (議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして報告事項にうつります。専決の報告について、事務局より説明願います。
- (事務局)はい。それでは、令和元年あきる野市農業委員会9月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長)はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。 なお、次回の総会ですが、10月25日、金曜日、午後1時30分から、あきる野市役所別館 3階、第1会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時15分